



福運協第1号
平成25年2月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市国民健康保険運営協議
会長 石田 重 毅



平成25年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成25年1月16日付け、保国第827号にて、貴職から諮問を受けた、平成25年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

国民健康保険事業は、高齢化の進展や医療の高度化により医療費が増加する一方で、経済情勢や雇用状況の悪化により高齢者や低所得者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であるといった構造的な問題を抱えており、被保険者の保険料負担感が重く、厳しい状況にある。

かかる状況のもとで、平成25年度の一般被保険者医療給付費分に係る被保険者一人あたり保険料を、51,660円（前年度に比し、1,508円引下げ）とする諮問については、今日の国民健康保険事業を取り巻く現状や、これまでの保険料負担水準を踏まえ、被保険者の保険料負担を勘案した場合、諮問どおり51,660円とすることが適当である。

なお、この引下げに関しては、保険者として、今後とも、保険料収入の確保や医療費の抑制などの努力を十分行うとともに、一般会計繰入にあたっては、国民健康保険被保険者以外の市民にも負担をお願いすることになることから慎重に対応することが望まれる。

後期高齢者支援金等分に係る被保険者一人あたり保険料を、20,339円（前年度に比し、1,508円引上げ）とする諮問については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると、諮問どおり20,339円とすることが適当である。

介護納付金分に係る被保険者一人あたり保険料を、23,717円（前年度に比し、2,599円引上げ）とする諮問については、介護納付金に係る収支見込額を勘案すると、引上げはやむを得ず、諮問どおり23,717円とすることが適当である。

2. その他

福岡市国民健康保険事業の安定的な運営のため、市は保険料収入の確保や医療費適正化など、収支両面にわたる財政健全化にさらに取り組み、保険者として最大限努力するよう要望する。

また、少子高齢化といった人口構成の変化、雇用基盤の変化など、社会保障制度を取り巻く社会経済情勢の大きな変化により、国民健康保険事業は、厳しい事業運営を迫られている。このため、国民皆保険制度のもと、国民健康保険事業を持続可能なものとするため、高齢者医療制度の見直しなどの制度改善及び、さらなる財政支援についても国へ強く求めるよう要望する。